

令和7年12月25日

発注工事の積算の誤りについて

会津若松地方広域市町村圏整備組合が発注した工事の一部について、積算の誤りがあることが判明しました。

入札に参加された皆様にはご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことがないよう、再発防止に向けた対策を徹底してまいります。

なお、今回の積算誤りは、受注者には責任がないことから、企業名の公表は控えさせていただきます。

1 積算誤りがあった件数

令和6年度 6件

令和7年度 1件

2 原因

今回、対象工事に使用した諸経費率については、令和5年10月15日に改定された福島県土木部「建築関係工事積算基準」の諸経費率を使用せずに積算をしたことによります。

3 対応

今回の工事については、令和6年4月から令和7年5月までの間に発注した工事で、すでに完成し、引渡、支払も完了して契約が終了しており、受注者に責任がないことから契約解除は行いません。

なお、入札に参加された全ての業者の方々に対し謝罪と事情説明を行い、ご理解をいただいております。

4 再発防止策

- ① 発注者に求められる責務を再認識するため、建設等の法令・技術基準に関する研修を受講しました。
- ② 国土交通省公表の営繕工事チェックマニュアルを活用して、担当者と監督職の二重チェックを行い、積算誤りを防止します。
- ③ 設計書本体の正確性を担保するため、単価表一覧を作成し単価の再チェックを行い、積算誤りを防止します。